

平成十一年法務省令第四十六号

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第三十七条第一項並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令(平成十一年政令第四百三十三号)第一条及び第二条の規定に基づき、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

(処分等の請求等に関する地方公共団体の長からの意見の聴取)

第一条 公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項若しくは第四項若しくは第八条の処分請求又は第七条第二項の規定による立入検査に関し、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長の意見を聴くことができる。

(立入検査の実施)

第二条 公安調査庁長官は、法第七条第二項の規定により公安調査官に立入検査をさせようとするときは、あらかじめ、立入検査をさせようとする土地又は建物の所在及びその予定日を公安審査委員会に通報するものとする。

第三条 公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手續等に関する規則(平成十一年公安審査委員会規則第一号)第十九条第一項の規定に基づき意見を述べようとするときは、あらかじめ警察庁長官の意見を聴くものとする。

公安調査庁長官は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長の意見を聴くことができる。

(立入検査における公安調査官の身分を示す証票の様式)

第四条 法第七条第三項に規定する公安調査官の身分を示す証票は、別紙様式第一号によるものとする。

(関係地方公共団体の長による請求の方式)

第五条 法第三十二条の規定による関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長の請求は、別紙様式第二号に従い、次に掲げる事項を記載した請求書を公安調査庁長官に提出してするものとする。

- 一 法第五条の処分に基づく調査結果のうち提供を希望する事項及び理由
二 前号の事項の提供先並びにその事務担当者
の氏名、所属及び連絡先
(報告の方法等)

第六条 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条の規定に基づく報告は、別紙様式第三号による報告書を公安調査庁長官に提出してしなければならない。

(貴金属の含有量の割合)

第七条 令第二条第一号トに規定する法務省令で定める貴金属の含有量の割合は、百分の九十とする。

附則抄

一 この省令は、法の施行の日(平成十一年十二月二十七日)から施行する。

附則(平成一六年二月一日法務省令第八三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成一九年三月二七日法務省令第一三三号)
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

二 この省令による改正前の無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則に基づく立入検査における公安調査官の身分を示す証票は、改正後の様式に基づく証票が交付されるまでの間、同令第四条の証票とみなす。

附則(令和元年七月一日法務省令第二一号)
この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則(令和三年六月三〇日法務省令第三五号)

(施行期日)
一 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
二 当分の間は改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

別紙様式第一号(第四条関係)

(票)

注意事項

- 1 この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
3 この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに所属長に届け出なければならない。
4 立入検査従事の指名を解除された場合には、その都度、直ちに所属長にこの証明書を返納しなければならない。
5 官職印の印影及びホログラムのないものは、無効とする。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

(表)

身分証明書 第 号
写真
官 職
氏 名
生 年 月 日
年 月 日
年 月 日
発 行 日
有 効 期 限
公安調査庁長官 印

上記の者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第7条第2項による立入検査に従事する公安調査官であることを証明する。

別紙様式第二号(第五条関係)

別紙様式第二号(第五条関係)
(地方公共団体及び関係の長)
に
(関係地方公共団体の長)
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第三十二条の規定による関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長の請求は、別紙様式第二号に従い、次に掲げる事項を記載した請求書を公安調査庁長官に提出してするものとする。

(備考)

- 1 この関係の長とは、当該関係地方公共団体の長を指す。
2 請求は、提出の日から起算し、提出を要する。
3 1の欄には、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長の請求を受けた当該関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長の署名を記載する。
4 2の欄には、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長の署名を記載する。
5 2の欄には、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長の署名を記載する。



期 \_\_\_\_\_ 年  
 日金 \_\_\_\_\_ 年

(注) 数字は、算用数字を用いること。

① 非親等の登録番号又は本邦番号並びにその権利の帰属及び当該権利に係る発行人の氏名又は名称

非親等の登録番号	本邦番号	権利の帰属	権利に係る発行人の氏名又は名称

(注) 数字は、算用数字を用いること。  
 2 権利に係る発行人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

② 親等の登録番号並びにその権利の帰属及び当該権利に係る発行人の氏名又は名称

親等の登録番号	本邦番号	権利の帰属	権利に係る発行人の氏名又は名称

(注) 数字は、算用数字を用いること。  
 2 権利に係る発行人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

③ 取締役の登録番号及び取締役並びにその権利の帰属及び当該権利に係る発行人の氏名又は名称

登録番号	本邦番号	権利の帰属	権利に係る発行人の氏名又は名称

(注) 数字は、算用数字を用いること。  
 2 権利に係る発行人の氏名又は名称には、ふりがなを付すこと。

⑫ 取締役の員数

個人名/個人名、個人名、個人名/個人名又は氏名及び住所等

氏名	個人名	個人名/個人名又は氏名	住所等

(注) 数字は、算用数字を用いること。  
 2 個人名/個人名又は氏名には、ふりがなを付すこと。

⑬ 取締役報酬等に関する事項

⑭ 取締役報酬（その支給、分配その他下部組織を含む。）がした取締役の報酬に関する事項

取締役の氏名	支給額	分配額	その他

(注) 算用数字を用いること。  
 2 算用数字を用いること。  
 3 算用数字を用いること。記載の必要はない。

⑮ 取締役の報酬等の支給及び執行機関の構成及び執行人の氏名

氏名	執行機関	執行人の氏名

(注) 数字は、算用数字を用いること。  
 2 氏名には、姓、名、号等を記載すること。  
 3 個人名/個人名又は氏名には、ふりがなを付すこと。  
 4 算用数字を用いること。記載の必要はない。

⑯ 公害審査委員会事務に必要となる事項

--

(注) この欄の氏名は、必ず敬称を併記し記載すること。